

港区立神明子ども中高生プラザ業務仕様書一覧

別紙3 機械警備業務

別紙4-1 清掃業務

別紙4-2 清掃作業基準

別紙4-3 清掃対象面積表

別紙5 学校110番保守業務

別紙6 廃棄物処分業務

別紙7 廃棄物収集運搬業務

仕 様 書

1 件 名

機械警備業務

2 履行場所

港区立神明子ども中高生プラザ 港区浜松町1-6-7

3 警備箇所

当施設及びこれに属する物件

4 警備目的

当施設における火災、盗難を防止し、財産の保全を図ることを目的とする。

5 警備設備

受注者は、有線通報設備による警備ができるよう警報機器を設置しなければならない。

6 業務内容

当施設に設置した、警報機器及び緊急要員の出動により次の業務を行う。

(1) 火災の防止

ア 警報の受信、緊急要員への指示、現場への急行及び消防への通報
イ 現場到着後の消火作業

(2) 盗難の防止

ア 警報の受信、緊急要員への指示、現場への急行及び必要ある場合の警察への通報
イ 現場到着後における不審者の発見、警察への通報

(3) 異常事態発生時における処置

ア 速やかに事故発生現場に急行し、異常事態の内容を確認するとともに、事態の拡大防止にあたること
イ 緊急要員は、確認後管制本部へその状況を連絡し、必要に応じて警備の強化を要請する。
ウ あらかじめ届け出た警備責任者へ緊急連絡する。

7 補 償

業務中に生じた事故については、受注者の責任において処理し、受注者の責による建物等に与えた損害についても、受注者の責任において補償するものとする。

8 警備責任・警備時間

受注者の警備責任と警備時間は、警備時間内において当施設に設置した警報機器を作動した時点に始まり、警戒状態を解除した時点に終了する。

9 警備実施要領

(1) 警報機器による警備

ア 当施設に設置した警報機器は、NTTの専用線を利用して受注者の管制本部に接続する。設置された警報機器は建物への侵入・火災の発生等異常事態を感じし、これを受注者の管制本部に通報する機能を持つものとする。

イ 受注者は、警報機器が常に正常に機能するように管理しなければならない。

ウ 管制本部は、警備時間中受信装置を間断なく監視するとともに、常に緊急要員と連絡を保てるよう機能の万全を図らなければならない。

(2) 警備実施状況の報告

受注者は、事故の際の処理状況報告書を遅滞なく施設管理者に提出するものとする。

(3) 鍵の預託

発注者は、受注者が警備上必要な鍵を受注者に預託する。受注者は、預託された鍵を厳重に管理するものとする。

(4) 警備機器の保守点検

神明子ども中高生プラザに設置された警報機器の機能については、適時適切に保守点検を行うものとする。

(5) 巡回による警備

やむを得ない理由により警報機器が使用できないときは、以下の要領により巡回警備を実施する。

ア 緊急要員については施錠の点検を行うとともに、火災・盗難等異常の有無について確認するものとする。

イ 巡回警備の時間及び回数は、次のとおり行うものとする。

00時00分から24時00分まで 4回

ウ 異常事態発生時における処置は、6(3)に準じて行うものとする。

仕 様 書

1 件 名

清掃業務

2 履行場所

港区立神明子ども中高生プラザ 港区浜松町1-6-7

3 業務内容

日常及び定期清掃並びに施設内のゴミ収集・指定集積場所までの運搬とし、作業場所及び作業内容については、別紙4-2「神明子ども中高生プラザ 清掃作業基準」のとおりとする。なお、清掃対象面積は、別紙4-3「神明子ども中高生プラザ 清掃対象面積表」のとおりとする。

4 作業日等

(1) 日常清掃

休館日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く週7日実施するものとする。各室等の清掃は施設運営に支障のないようを行うものとする。

(2) 定期清掃

管理者と事前に協議のうえ、施設運営に支障のない日程・時間で実施するものとする。

5 その他

(1) ガラス清掃作業を含む高所作業等については、清掃作業員の教育指導及び労働安全衛生関係法令等遵守して安全管理の万全を帰すること。

(2) 本作業に使用する洗剤、ワックスその他の薬品等は、本建物の各材質の特性を十分に検証し、最適の清掃資材を使用すること。特にワックスについては、樹脂ワックスのうち、塗布後の科学物質の放散が少ないものを使用する。製品安全データシートあるいは製造業者の情報提供書類を提出すること。また、塗布する量は最小限とし、塗布後は換気を十分に行うこと。

(3) 水道・電気等の使用については、必要最小限にとどめること。

(4) 便所については、特に衛生に留意し、便器、オストメイト及びウォシュレット等は適剤により洗浄すること。

(5) 作業員は、作業中、受注者の定める制服を着用し、名札をつけるものとすること。

(6) 作業員の半数以上は、経験者とすること。

神明子ども中高生プラザ 清掃作業基準

神明子ども中高生プラザ 清掃対象面積表

階数	作業個所	床材質	面積m ²	日常清掃	定期清掃	備 考
5階	廊下1	フローリング	82.00	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	前室2	タイルカーペット	2.50	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	ミキシングルーム	タイルカーペット	7.30	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	音楽スタジオ1	タイルカーペット	27.10	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	音楽スタジオ倉庫	塩ビシート	6.30	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	前室1	タイルカーペット	3.80	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	音楽スタジオ（ピアノ）	タイルカーペット	23.90	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	ラウンジ2	フローリング	29.40	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	図書室	タイルカーペット	20.30	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	学習室	タイルカーペット	50.30	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	プレイルーム	フローリング	78.70	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	キッズプレイルーム	フローリング	86.80	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	倉庫3	塩ビシート	1.90	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	倉庫4	塩ビシート	2.10	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	倉庫5	塩ビシート	1.90	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	おむつ替え室	フローリング	2.50	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	授乳コーナー	フローリング	2.70	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	乳幼児コーナー	フローリング	13.30	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	ラウンジ1	フローリング	43.20	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	ラウンジ1階段	フローリング	7.90	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	エントランスホール	フローリング	13.80	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	学童クラブ室	フローリング	87.30	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	相談コーナー	タイルカーペット	5.30	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	子ども中高生事務室	タイルカーペット	31.30	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	パソコンコーナー	タイルカーペット	10.30	○	2/年	定期清掃は4月、10月に実施
	工作室	フローリング	46.00	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	廊下2	フローリング	52.50	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	だれでもWC	塩ビシート	3.40	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	倉庫1	塩ビシート	6.00	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	倉庫2	塩ビシート	5.60	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	WC（女）	塩ビシート	14.60	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	WC（男）	塩ビシート	10.00	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	更衣室1	塩ビシート	9.50	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	前室3	フローリング	168.00	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	更衣室2	塩ビシート	10.50	○	3/年・1/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	ダンススタジオ	フローリング	127.10	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	ダンススタジオ前通路	フローリング	8.40	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	バルコニー1～6	コンクリート	107.20	○		
6階	ラウンジ階段	フローリング	9.00	○	3/年	定期清掃は6月、10月、2月に実施
	多目的室	ゴムタイル	88.70	○	6/年	定期清掃は偶数月に実施

仕 様 書

1 件 名

学校 110 番非常通報装置保守点検業務

2 履行場所

港区立神明子ども中高生プラザ 港区浜松町 1-6-7

3 保守内容

(1) 機械保守（通報機本体の自己診断機能）

ア 定時試験

毎月 1 回、定時に通報機の事故機能により電源（停電情報・電池）、押ボタン線（短絡・混蝕・断線）を診断し、正常か異常かの結果を中央監視センターへ通報する。

イ 異常試験

常時（押しボタン線短路、混蝕等は瞬時、電池電圧異常は 7 日周期）通報機を監視することにより、各種の異常の有無を診断し、異常がある場合は中央監視センターへ通報する。中央監視センターでは、これら試験通報の内容に基づき保守者を派遣し、点検修理をする。

ウ 報告業務

発報があった場合（試験発報を除く。）には、発報箇所及び発報時間を各設置及び東京都・管轄区市町村に対し、随時速やかに報告する。また、発報状況（試験発報を含む）、短絡・断線・混蝕・停電を含む機器の異常の発生状況及び保守点検の状況を毎月 1 回、東京都・管轄区市町村に報告する。

(2) 巡回保守

ア 3 ヶ月に 1 回、巡回保守により装置の機能、特性の試験または測定を行い、かつ異常がある場合は、その原因となる部品の交換その他必要な措置を行うとともに、「試験」情報を、通報機を通じて中央監視センターへ通報し試験する。

イ 部品等の交換は、コンデンサ、ダイオード・電池配線ワイヤープロテクター・押ボタンのアクリル板等を対象とした不良部品等とする。但し、設置者側による起因及び一部自然災害で発生したものは有償とする。

（機器等の補償項目を参照）

ウ 通報機から 110 番通報する場合は、事前に警視庁へ試験日程表を提出し、了解を得てから実施する。

エ 押しボタンを 1 箇所程度、設置者側に押してもらい試験をする。（非常押ボタン位置等の再認識と押す感触を体験する。）

仕 様 書

1 件 名

産業廃棄物処理業務

2 履行場所

受注者処分場

3 業務内容

港区立神明子ども中高生プラザ（港区浜松町1-6-7）から発生する廃棄物処理

4 産業廃棄物の種類及び数量

(1) 産業廃棄物の種類

木くず、廃プラスチック類、ペットボトル、金属くず（空缶）、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず（瓶）

(2) 産業廃棄物の数量

廃棄物種類	予定数量
木くず	1kg
廃プラスチック類	770 kg
ペットボトル	100kg
金属くず（空缶）	28kg
ガラス・コンクリート・陶磁器くず（瓶）	1 kg

仕様書

1 件名

一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業務

2 履行場所

港区立神明子ども中高生プラザ 港区浜松町1-6-7

3 委託内容

港区立神明子ども中高生プラザから発生する一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業務

(1) 一般廃棄物（普通ごみ）

ア 一般廃棄物（普通ごみ）の処理は、神明子ども中高生プラザのごみ集積所より収集し、東京23区清掃一部事務組合所管の処理施設に運搬すること。

イ 処理手数料を東京23区清掃一部事務組合へ納付すること。手数料金額は契約金額に含めるものとする。

(2) 古紙

ア 古紙は、神明子ども中高生プラザのごみ集積所より収集し、リサイクル専門事業者に運搬すること。

イ 古紙の種類はOA紙、新聞紙、雑誌、段ボール、ミックス紙とする。

(3) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物の処理は、神明子ども中高生プラザのごみ集積所より収集し、産業廃棄物処分業許可業者の処理施設に運搬すること。但し、処分費用は本契約の契約金額に含めないものとする。

イ 産業廃棄物の種類は木くず、廃プラスチック類、ペットボトル、金属くず（空缶）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（瓶）とする。

ウ 産業廃棄物収集運搬の日時等については、館長又は館長が指定する職員と事前に協議することとする。

4 廃棄物の数量

種別	推定排出量（年）
一般廃棄物（普通ごみ）	7,350g
古紙	250kg
産業廃棄物	900kg
合計	8,500kg

5 受注者の責務

- (1) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、搬出作業に努めるものとし、良好な環境衛生の維持と、労働安全規則等を遵守し、安全管理に万全を期すこと。
- (2) 作業員は、作業中受注者の定める制服を着用し、名札をつけること。
- (3) 受注者は、都度必要事項の記載された搬出伝票を神明子ども中高生プラザに提出すること。
- (4) 受注者は、運搬実績の報告書を請求書と併せて、業務終了後 10 日以内に神明子ども中高生プラザに提出すること。
- (5) 受注者は、万が一、積み残し等があった場合速やかに処理すること。
- (6) 受注者は、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを契約書に添付すること。許可事項に変更があった時は、速やかにその旨を通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。
- (7) 保管積替は禁止する。
- (8) 受注者が収集した廃棄物の運搬を完了していない時は、双方の責任において処理した後でなければ契約は解除できないものとする。
- (9) 受注者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び行政指導等を遵守して適正に収集運搬を行うこと。
- (10) 施設の移動等があった場合についてもそれを履行すること。
- (11) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (12) 受注者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (14) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (15) 搬出作業に必要な運搬車両及び資材は、受注者の負担とする。

6 搬出日及び搬出時間

- (1) 廃棄物の搬出日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、双方の合意によって搬出する場合はその限りでない。なお、祝日（代替日を含む。）等にあたる場合及び年末年始の 12 月 29 日～1 月 3 日は除くものとする。
- (2) 廃棄物の搬出時間は、原則として午前 10 時から午後 5 時とする。ただし緊急の場合はその限りでない。

7 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

8 その他

- (1) 搬出場所（ごみ処理場）は、常に整理、整頓し、清潔にすること。
- (2) 集積に当たっての積み残し等の無いよう十分に注意し処理に当たること。
- (3) マニフェスト伝票は受注者の負担とする。
- (4) 施設以外の収集は一切行わないこと。
- (5) 受注作業中に発生した事故による第三者および神明子ども中高生プラザへの損害については、受注者の責任で原状回復または損害賠償を行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は、作業の実施にあたって疑義が生じた場合は、神明子ども中高生プラザと受注者が協議の上、決定することとする。